

(表面)

窓空宛名

○○県 国民健康保険限度額適用認定証										
有効期限 交付年月日		年 月 日 年 月 日								
記号		番号	(枝番)							
世 帯 主	住所									
	氏名									
適 用 対 象 者	氏名									
	生年 月日	年 月 日								
発効期日	年 月 日									
適用区分										
保険者番号 並びに交付 者の名称及 び印	<table border="1"><tr><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr></table>		□	□	□	□	□	□	□	○○市 <input type="text"/> 印
□	□	□	□	□	□	□				

(裏面)

注 意 事 項
<p>1. この証によって療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者ごとに1か月につき、 別に定められた額を限度とします。</p> <p>2. 保険医療機関等又は指定訪問看護事業者において療養を 受けようとするときは、その窓口で電子的確認を受けるか、 この証を渡してください。</p> <p>3. 被保険者の資格がなくなったとき、高齢受給者証（被保険者 証兼高齢受給者証）の交付を受けることができるに至ったとき、 記載された適用区分に該当しなくなったとき、又は世帯主が 保険料(税)を滞納したため市町村が当該証の返還を求めたと きは、直ちにこの証を市町村に返してください。 また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>4. 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、 有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けた場合は、 保険給付費の返還を求める場合があります。</p> <p>5. 有効期限を経過した証について、市町村から返還の求めが あったときは、直ちに、この証を市町村に返してください。</p> <p>6. この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、 この証を添えて、市町村にその旨を届け出してください。</p> <p>7. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として 懲役の処分を受けます。</p>
<p>備 考</p>